別　記

　様式第１号（第８条関係）

個人情報ファイル簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 　 | 作成年月日または直近の修正年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 個人情報ファイルの名称 |  |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 |  |
| 個人情報ファイルの利用目的 |  |
| 個人情報ファイルに記録されている項目 |  |
| 要配慮個人情報□有　　□無 |
| 本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲） |  |
| 個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法 |  |
| 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合の提供先 | □有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□無 |
| 外部委託の有無 | □有　□無 |
| 開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地 | （名称） |
| （所在地） |
| 訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | （根拠法令） |
| （内容） |
| 個人情報ファイルの種別  | □条例第２条第４項第１号（電算処理ファイル） | □条例第２条第４項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 第８条第９項に該当するファイル□有　□無 |
| 備考 |  |

様式第２号（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収受番号 | 番 |
|  | 収受年月日 | 　 　　年　　月　　日 |

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏 名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を

請求します。

１　開示請求に係る保有個人情報の内容および開示の実施方法等

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容開示請求をしようとする保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 |  |
| 開示の実施方法等 | □窓口における開示□閲覧または視聴　　　　　　□写しの交付 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　開示を希望する日時　　　　年　　月　　日　　　　時□写しの送付による開示 |

２　開示請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求者の本人確認書類 | □運転免許証　　　　　　　□個人番号カード　□その他（　　　　　　　　　　　）※　郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。 |

３　代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の別および代理人の資格を証明する書類 | □法定代理人による請求　□未成年者（　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人資格証明書類　□戸籍謄本　　　□登記事項証明書　　　□その他（　　　　　　　　　）※　開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| □任意代理人による請求　□委任状（原本）　　　　 添付資料（□委任者の印鑑登録証明書　　□その他（　　　　　　　　　））※　委任状（原本）および印鑑登録証明書は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| 代理人が開示請求をしようとする場合における本人の氏名等 | (1)　本人の氏名(2)　本人の住所（居所）(3)　本人の電話番号 |

|  |
| --- |
| （県使用欄） |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。

３　郵送により開示請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

４　開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。

５　任意代理人が開示請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第３号（第12条関係）

保有個人情報開示決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第１項の規定により、次のとおり開示をすることに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 開示する保有個人情報の利用目的 |  |
| 開示の実施方法等 | 開示の実施方法等については、□にレ印の記入がある方法等のとおりです。 |
| □御希望いただいた実施の方法等で実施します。□窓口における開示　　□閲覧または視聴　　□写しの交付　　開示日時　　　年　　月　　日（　）　　時　　分　　開示場所□写しの送付による開示　　写しの送付に要する費用　　　円　写しの作成に要する費用　　　円※　送付に要する費用は郵便切手、写しの作成に要する費用は現金または郵便為替により納付してください。　　準備に要する日数　　約　　日（費用受領後、写しの送付の準備日数） |
| □保有個人情報開示実施方法等申出書による調整　御希望いただいた実施の方法等では開示を行うことができない（開示の実施の方法等の求めがない）ので、同封の保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を御記入の上、担当所属に提出してください。窓口における開示の実施を希望する場合は、次の期間および時間から指定していただきます。また、この通知の日から30日以内に担当所属に対して申出する必要があります。　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　　時　　分から　　　　　時　　分まで |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

注１　指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当課等に連絡してくだ

さい。

２　窓口における開示を受ける際は、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード）の提示が必要です。

様式第４号（第12条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第１項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 開示する保有個人情報の利用目的 |  |
| 不開示とした部分 |  |
| 不開示とした理由 |  |
| 開示の実施方法等 | 開示の実施方法等については、□にレ印の記入がある方法等のとおりです。 |
| □御希望いただいた実施の方法等で実施します。□窓口における開示□閲覧または視聴　　□写しの交付　　　開示日時　　　　年　　月　　日（　）　　時　　　開示場所□写しの送付による開示　写しの送付に要する費用　　　　円　写しの作成に要する費用　　　　円※　送付に要する費用は郵便切手、写しの作成に要する費用は現金または郵便為替により納付してください。　準備に要する日数 　　約　　日（費用受領後、写しの送付の準備日数） |
| □保有個人情報開示実施方法等申出書による調整　御希望いただいた実施の方法等では開示を行うことができない（開示の実施の方法等の求めがない）ので、同封の保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を御記入の上、担当所属に提出してください。窓口における開示の実施を希望する場合は、次の期間および時間から指定していただきます。また、この通知の日から30日以内に担当所属に対して申出する必要があります。　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで　　　　時　　分から　　　　　　時　　分まで |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

注１　指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当課等に連絡してください。

２　窓口における開示を受ける際は、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード）の提示が必要です。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第５号（第12条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第２項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 不開示とした理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第６号（第13条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第２項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 延長後の期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 延長の理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第７号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第１項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| 条例第26条第１項の規定を適用する理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第８号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（条例第27条第１項用）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県議会議長　　　　　　　印

あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第１項の規定により開示請求があり、当該保有個人情報を開示することについて開示決定を行う参考とするため、同条例第27条第１項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報について開示することにつき御意見があるときは、別紙意見書を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |
| 意見書の提出先および問合せ先（担当課等） | 〒所在地電話番号 |
| 備考 |  |

様式第９号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（条例第27条第２項用）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第１項の規定により開示請求があり、当該保有個人情報を開示することについて開示決定を行う参考とするため、同条例第27条第２項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報について開示することにつき御意見があるときは、別紙意見書を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容 |  |
| 条例第27条第２項第１号または第２号の規定の適用区分およびその理由 | 適用区分　□第１号　　□第２号（適用理由） |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |
| 意見書の提出先および問合せ先（担当課等） | 〒所在地電話番号 |
| 備考 |  |

様式第10号（第15条関係）

第三者開示決定等意見書

　　年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏 名

電話番号

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 開示に関しての御意見 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。□保有個人情報を開示されることについて支障がある。(1)　支障（不利益）がある部分(2)　支障（不利益）の具体的理由 |
| 連絡先 |  |

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

様式第11号（第15条関係）

反対意見に係る保有個人情報の開示決定通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

あなた（貴社）から　　　年　　月　　日付けで提出のありました意見書に係る保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第３項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容 |  |
| 開示決定をした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　　月　　日 |
| 開示を実施する日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号（第17条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　 　　住所（居所）　〒

氏　　名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第３項の規定により、次のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 収受年月日および収受番号 | 　　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 求める開示の実施の方法等 |  □窓口における開示　　□閲覧または視聴　　　　　□写しの交付　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　 実施を希望する日時　　　　年　　月　　日　　　時□写しの送付による開示 |
| 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合の当該部分の内容 |  |
| 保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの実施の方法 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合または保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、所定の欄に必要事項を記入してください。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

様式第13号（第18条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収受番号 | 番 |
|  | 収受年月日 | 　 　　年　　月　　日 |

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏　　名

電話番号

　滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第１項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の訂正を請求します。

１　訂正請求に係る保有個人情報について

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示請求書の収受番号　　　　　　　　　　　 番開示決定通知書の日付　　　　　　　年　　月　　日開示を受けた保有個人情報の内容 |
| 訂正の趣旨および理由訂正を求める箇所、内容および理由を具体的に記載してください。 |  |

２　訂正請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求者の本人確認書類 | □運転免許証　　　　　　□個人番号カード　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）※　郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。 |

３　代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の別および代理人の資格を証明する書類 | □法定代理人による請求　□未成年者（　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人請求資格確認書類　□戸籍謄本　　　□登記事項証明書　　　□その他（　　　　　　　）※　訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| □任意代理人による請求　 □委任状（原本）添付書類（□委任者の印鑑登録証明書　 □その他（　　　　　　　　））※　委任状（原本）および印鑑登録証明書は、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| 代理人が訂正請求をしようとする場合における本人の氏名等 | (1)　本人の氏名(2)　本人の住所（居所）(3)　本人の電話番号 |

|  |
| --- |
| （県使用欄） |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。

３　郵送により訂正請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

４　訂正請求をした代理人が当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を通知してください。

５　任意代理人が訂正請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第14号（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第１項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第15号（第20条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第１項の規定に基づき、次のとおり一部を訂正することに決定しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正する内容および理由 | （訂正内容）（訂正理由） |
| 訂正年月日 | 年　　月　　日 |
| 不訂正の内容および理由 | （不訂正内容）（不訂正理由） |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号（第20条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第２項の規定に基づき、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 訂正をしない理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第21条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第２項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 延長後の期間 | 年　　　月　　　日から年　　　月　　　日まで |
| 延長の理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第18号（第22条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第１項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 条例第36条第１項の規定を適用する理由 |  |
| 訂正決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第19号（第23条関係）

保有個人情報の訂正通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（保有個人情報の提供先）様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県議会議長　　　　　印

（保有個人情報の提供先）に提供している保有個人情報については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定のための情報 |  |
| 訂正をした内容および理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第20号（第24条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収受番号 | 番 |
|  | 収受年月日 | 　 　　年　　月　　日 |

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏　　名

電話番号

　滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第１項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の利用停止を請求します。

１　利用停止を求める保有個人情報について

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示請求書の収受番号　　　　　　　　　　　　　　　　　番開示決定通知書の日付　　　　　　　　　　　年　　月　　日開示を受けた保有個人情報の内容 |
| 利用停止の趣旨および理由 | （趣旨）□条例第38条第１項第１号該当　→　□利用の停止　　　□消去□条例第38条第１項第２号該当　→　提供の停止（理由） |

２　利用停止請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求者の本人確認書類 | □運転免許証　 □個人番号カード　□その他（　　　　　　　　　　　　　　 ）　※　郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。 |

３　代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の別および代理人の資格を証明する書類 | □法定代理人による請求　□未成年者（　　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人資格証明書類　□戸籍謄本　　　□登記事項証明書　　　□その他（　　　　　　　　　）※　利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | □任意代理人による請求　□委任状（原本）添付資料（□委任者の印鑑登録証明書　　　□その他（　　　　　　　　））※　委任状（原本）および印鑑登録証明書は、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| 代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等 | (1)　本人の氏名(2)　本人の住所（居所）(3)　本人の電話番号 |

|  |
| --- |
| （県使用欄） |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。

３　郵送により利用停止請求をする場合は、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

４　利用停止請求をした代理人が当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。

５　任意代理人が利用停止請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第21号（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第１項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止決定をする内容および理由 |  |
| 利用停止（予定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号（第26条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第１項の規定により、次のとおり一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止をする内容および理由 |  |
| 利用停止（予定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 利用停止をしない内容および理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号（第26条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第２項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 利用停止をしない理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号（第27条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県議会議長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第２項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 延長後の期間 | 　年　　月　　日から　年　　月　　日まで |
| 延長の理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第25号（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第１項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 　　　　　　年　　月　　日収受番号　　　　　　　　番 |
| 条例第43条第１項の規定を適用する理由 |  |
| 利用停止決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第26号（第29条関係）

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

 滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けの保有個人情報の開示決定等に対する審査請求については、次のとおり滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 審査請求の内容 |  |
| 審査請求年月日 | 年　　月　　日 |
| 諮問をした年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |